

# 第158期決算公告

平成18年6月28日

山形県山形市桜町7番35号

株式会社 殖産銀行

取締役頭取 長谷川 憲治

第158期末（平成18年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	21,986	預 金	592,583
現 金	19,382	当 座 預 金	22,738
預 け 金	2,604	普 通 預 金	188,456
コ ー ル ロ ー ン	22,300	貯 蓄 預 金	2,402
商 品 有 価 証 券	14	通 知 預 金	9,760
商 品 国 債	11	定 期 預 金	347,540
商 品 地 方 債	2	定 期 積 金	14,961
金 銭 の 信 託	100	そ の 他 の 預 金	6,722
有 価 証 券	99,326	譲 渡 性 預 金	4,100
国 債	74,518	コ ー ル マ ネ ー	117
地 方 債	16	借 用 金	6,000
社 債	16,036	借 入 金	6,000
株 式	8,503	外 国 為 替	0
そ の 他 の 証 券	251	売 渡 外 国 為 替	0
貸 出 金	474,428	そ の 他 負 債	2,366
割 引 手 形	7,294	未 決 済 為 替 借	302
手 形 貸 付	27,446	未 払 法 人 税 等	69
証 書 貸 付	380,998	未 払 費 用	977
当 座 貸 越	58,688	前 受 収 益	471
外 国 為 替	481	従 業 員 預 り 金	173
外 国 他 店 預 け	465	給 付 補 て ん 備 金	20
買 入 外 国 為 替	0	金 融 派 生 商 品	0
取 立 外 国 為 替	15	そ の 他 の 負 債	351
そ の 他 資 産	1,860	退 職 給 付 引 当 金	2,306
未 決 済 為 替 貸	167	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,339
前 払 費 用	43	支 払 承 諾	6,471
未 収 収 益	587	負 債 の 部 合 計	615,285
そ の 他 の 資 産	1,062	(資本の部)	
動 産 不 動 産	8,719	資 本 金	7,700
土 地 建 物 動 産	8,048	資 本 剰 余 金	5,641
保 証 金 権 利 金	670	資 本 準 備 金	5,641
繰 延 税 金 資 産	3,620	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
支 払 承 諾 見 返	6,471	自 己 株 式 処 分 差 益	0
貸 倒 引 当 金	4,896	利 益 剰 余 金	8,026
		利 益 準 備 金	1,953
		任 意 積 立 金	5,444
		当 期 未 処 分 利 益	628
		当 期 純 利 益	649
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,591
		株 式 等 評 価 差 額 金	3,830
		資 本 の 部 合 計	19,128
資 産 の 部 合 計	634,414	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	634,414

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

6. 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年 ~ 50年
動 産	3年 ~ 6年

7. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,057百万円であります。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理
--------	--

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理
----------	---

なお、会計基準変更時差異（4,401百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

15. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 584 百万円

上記金銭債権総額は、取締役及び監査役が代表取締役を兼任している会社に対するものであります。

16. 子会社の株式総額 10 百万円

17. 子会社に対する金銭債務総額 24 百万円

18. 動産不動産の減価償却累計額 7,988 百万円

19. 動産不動産の圧縮記帳額 1,024 百万円

20. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機及び車輛の一部については、リース契約により使用しております。

21. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,728百万円、延滞債権額は 19,637百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 50百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,792百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 26,207百万円であります。

なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,294百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 25,536 百万円

その他 2 百万円

担保資産に対応する債務

預金 728 百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券18,203百万円を差し入れております。

27. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,197百万円

なお、土地再評価差額金は、土地の再評価に関する法律第7条の2第1項の規定により、配当に充当することが制限されております。

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,000百万円が含まれております。

29. 1株当たりの純資産額 300円 63銭

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下33.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額 14 百万円

当期の損益に含まれた評価差額 0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価		貸借対照表計上額		評価差額		うち益		うち損	
株式	6,836	百万円	7,719	百万円	882	百万円	1,131	百万円	249	百万円
債券	89,084		84,351		4,732		0		4,733	
国債	78,904		74,518		4,386		-		4,386	
地方債	16		16		0		0		0	
社債	10,162		9,816		346		0		346	
その他	231		251		20		20		-	
合計	96,152		92,321		3,830		1,152		4,982	

なお、上記の評価差額が、「株式等評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

ただし、当期における減損処理額はありません。

また、有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について決算日前1ヵ月間の平均時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

31. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
356,736 百万円	1,330 百万円	661 百万円

32. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	11 百万円
関連法人等株式	83
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	690
非上場国内債券	6,220

33. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	473 百万円	6,807 百万円	21,539 百万円	61,750 百万円
国債	-	1	12,766	61,750
地方債	12	2	1	-
社債	461	6,804	8,770	-

34. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	貸借対照表計上額
運用目的の金銭の信託	100 百万円
当期の損益に含まれた評価差額	-

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、48,903百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,566百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当期から適用しております。これにより税引前当期純利益は21百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

37. 当期末の自己資本比率は8.07%であります。

第158期 (平成 17年 4月 1日から  
平成 18年 3月 31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		15,775
資金運用収益	11,926	
貸出金利息	11,106	
有価証券利息配当金	797	
コールローン利息	1	
預け金利息	0	
その他の受入利息	21	
役務取引等収益	2,378	
受入為替手数料	675	
その他の役務収益	1,702	
その他業務収益	310	
外国為替売買益	16	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	292	
国債等債券償還益	0	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	1,160	
株式等売却益	1,037	
金銭の信託運用益	7	
その他の経常収益	115	
経 常 費 用		15,128
資金調達費用	360	
預金利息	218	
譲渡性預金利息	10	
コールマネー利息	4	
借用金利息	125	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	848	
支払為替手数料	245	
その他の役務費用	603	
その他業務費用	661	
国債等債券売却損	641	
国債等債券償還損	20	
営業経費	10,816	
その他経常費用	2,441	
貸倒引当金繰入額	1,091	
貸出金償却	1,086	
株式等売却損	19	
株式等償却	2	
その他の経常費用	240	
経 常 利 益		646

(単位：百万円)

科 目	金	額
特 別 利 益		192
償却債権取立益	192	
特 別 損 失		45
動産不動産処分損	23	
減 損 損 失	21	
税引前当期純利益		794
法人税、住民税及び事業税		19
法人税等調整額		126
当期純利益		649
前期繰越利益		348
土地再評価差額金取崩額		1
退職給与積立金取崩額		14
中間配当額		318
利益準備金積立額		63
当期未処分利益		628

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 0 百万円

子会社との取引による費用総額 222 百万円

3. 1 株当たり当期純利益金額 10円 20銭

4. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県鶴岡市	12
遊休	土地	山形県上山市	4
遊休	土地	新潟県新発田市	4
計			21

上記の遊休資産としている土地について、今後の利用計画も無く、地価も著しく下落しているため、減損損失を認識いたしました。

営業店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

それぞれの資産について投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価格であります。正味売却価格は「不動産鑑定評価書」に基づいて算定しております。

第158期末 (平成18年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	21,987	預 金	592,200
コールローン及び買入手形	22,300	譲 渡 性 預 金	4,100
商 品 有 価 証 券	14	コールマネー及び売渡手形	117
金 銭 の 信 託	100	借 用 金	6,000
有 価 証 券	100,670	外 国 為 替	0
貸 出 金	475,277	そ の 他 負 債	4,849
外 国 為 替	481	退 職 給 付 引 当 金	2,308
そ の 他 資 産	2,788	再評価に係る繰延税金負債	1,339
動 産 不 動 産	8,729	支 払 承 諾	6,471
繰 延 税 金 資 産	3,535	負 債 の 部 合 計	617,387
支 払 承 諾 見 返	6,471	( 少 数 株 主 持 分 )	
貸 倒 引 当 金	5,179	少 数 株 主 持 分	757
		( 資 本 の 部 )	
		資 本 金	7,700
		資 本 剰 余 金	5,641
		利 益 剰 余 金	7,909
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,591
		株 式 等 評 価 差 額 金	3,810
		資 本 の 部 合 計	19,032
資 産 の 部 合 計	637,177	負債、少数株主持分及び資本の部合計	637,177

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結貸借対照表等の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3 社

会社名

- ・ 殖銀ビジネスサービス 株式会社
- ・ 殖銀カードサービス 株式会社
- ・ 殖銀キャピタル 株式会社

非連結の子会社及び子法人等 - 社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2 社

会社名

- ・ エコーリース 株式会社
- ・ 株式会社 東北バンキングシステムズ

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 - 社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、金額が僅少である場合には、発生年度に一括償却しております。

(6) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

3. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

4. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

5. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

6. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

7. 当行の動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年 ~ 50年

動 産 3年 ~ 6年

連結される子会社及び子法人等の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

8. 自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

9. 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,057百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務      その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異      各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（4,401百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

16. 当行の取締役及び監査役に対する金銭債権総額 854 百万円

上記金銭債権総額は、当行取締役及び当行監査役が代表取締役を兼任している会社に対するものであります。

17. 動産不動産の減価償却累計額 8,000 百万円

18. 動産不動産の圧縮記帳額 1,024 百万円

19. 連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機及び車輛の一部については、リース契約により使用しております。

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,728百万円、延滞債権額は 19,941百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 50百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,803百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 26,522百万円であります。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 7,294百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 25,536 百万円

その他 2 百万円

担保資産に対応する債務

預金 728 百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券18,203百万円を差し入れております。また、動産不動産のうち保証金権利金は 671百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,197百万円

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,000百万円が含まれております。

28. 1株当たりの純資産額 299円 11銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下32.まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額	14 百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	7,056 百万円	8,326 百万円	1,269 百万円	1,521 百万円	252 百万円
債券	89,084	84,351	4,732	0	4,733
国債	78,904	74,518	4,386	-	4,386
地方債	16	16	0	0	0
社債	10,162	9,816	346	0	346
その他	281	305	24	24	-
合計	96,421	92,983	3,438	1,546	4,985

なお、上記の評価差額から繰延税金負債164百万円を差し引いた額 3,603百万円のうち少数株主持分相当額209百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 2百万円を加算した額 3,810百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

ただし、当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について連結決算日前1ヵ月間の平均時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
357,294 百万円	1,843 百万円	661 百万円

31. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	690 百万円
非上場国内債券	6,855

32. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	668 百万円	7,198 百万円	21,589 百万円	61,750 百万円
国債	-	1	12,766	61,750
地方債	12	2	1	-
社債	656	7,194	8,820	-

33. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
連結貸借対照表計上額	100 百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	-

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、57,103百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが43,906百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	10,425 百万円
年金資産 (時価)	6,069
未積立退職給付債務	4,356
会計基準変更時差異の未処理額	2,640
未認識数理計算上の差異	1,286
未認識過去勤務債務 (債務の減額)	1,880
連結貸借対照表計上額の純額	2,308
前払年金費用	-
退職給付引当金	2,308

36. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は21百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

37. 当連結会計年度末の連結自己資本比率は8.23%であります。

第158期

平成 17 年 4 月 1 日から  
平成 18 年 3 月 31 日まで

連結損益計算書

(単位 :百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		16,822
資 金 運 用 収 益	12,164	
貸 出 金 利 息	11,330	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	811	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	1	
預 け 金 利 息	0	
そ の 他 の 受 入 利 息	21	
役 務 取 引 等 収 益	2,652	
そ の 他 業 務 収 益	310	
そ の 他 経 常 収 益	1,695	
経 常 費 用		15,668
資 金 調 達 費 用	370	
預 金 利 息	218	
譲 渡 性 預 金 利 息	10	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	4	
借 用 金 利 息	125	
そ の 他 の 支 払 利 息	11	
役 務 取 引 等 費 用	810	
そ の 他 業 務 費 用	661	
営 業 経 費	11,203	
そ の 他 経 常 費 用	2,622	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,161	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,461	
経 常 利 益		1,154
特 別 利 益		217
動 産 不 動 産 処 分 益	24	
償 却 債 権 取 立 益	192	
特 別 損 失		45
動 産 不 動 産 処 分 損	23	
減 損 損 失	21	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,326
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		250
法 人 税 等 調 整 額		94
少 数 株 主 利 益		212
当 期 純 利 益		768

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 12円 08銭

3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 1,135百万円を含んでおります。

4. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県鶴岡市	12
遊休	土地	山形県上山市	4
遊休	土地	新潟県新発田市	4
計			21

上記の遊休資産としている土地について、今後の利用計画も無く、地価も著しく下落しているため、減損損失を認識いたしました。

営業店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

それぞれの資産について投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価格であります。正味売却価格は「不動産鑑定評価書」に基づいて算定しております。